## あなたの背中を見て、将来子どもたちも投票へ

~子どもと一緒に選挙にいこう~



明るい選挙の イメージキャラクター 選挙のめいすいくん

CONTRACTION OF THE PARTY OF THE

着のグラフのとおり、 親子連れ投票は 子どもの将来の投票に つながっています。

※選挙に関するまちがい

ころ #や とうひょう
子どもの頃に親の投票についていった
のと とうひょうな # の かく
ことのある人・ない人の投票参加の比較



※H28参院選後の総務省「18歳選挙権に関する意識調査」 (18~20歳までの男女3,000人に行ったインターネット調査より)

# CECUNIC CONTROL OF THE PROPERTY OF THE PROPERT



## **\まちがいさがしの答えと解説** /

「①記載台の仕切りが一箇所足りないよ!

投票の秘密をまもるために、ほかの人からみえない工夫が されているよ。

②投票に立ち会っている人の数が違うよ!

とつない ただ とうない ひとり とりない にいまり とうない いまり とりない にいま いい いとり とうない いん またり いいとう 投票立会人が2人以上いないといけないんだ。

③ ポスターの順番が違うよ!

4 選挙カーを使って選挙運動がおこなわれているよ! 投票日当日は、選挙運動ができない決まりになっているんだ。

▼「⑤『めいすいくん』の『かぎ』がないよ!

めいすいくんは投票箱をモチーフにしたキャラクターで、 <sup>BA もの</sup> とういなばな 本物の投票箱と同じように『かぎ』がついているよ。

次の選挙では、自分の目で確かめてみよう!

- ④ 一人一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。
- (イ) 内容
  - ① 一人一人の子どもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉がけを行う。
  - ② 一人一人の子どもの気持ちを受容し、共感しながら、子どもとの継続的な信頼関係を築いていく。
  - ③ 保育士等との信頼関係を基盤に、一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信をもつことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。
  - ④ 一人一人の子どもの生活のリズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息が取れるようにする。

## 3 保育の計画及び評価

- (1) 全体的な計画の作成
  - ア 保育所は、1の(2)に示した保育の目標を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子 どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、 総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。
  - イ 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する 長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。
  - ウ 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、 食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。
- (2) 指導計画の作成
  - ア 保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な 指導計画を作成しなければならない。
  - イ 指導計画の作成に当たっては、第2章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一 人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。
    - (ア) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。
    - (イ) 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。
    - (ウ) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。
  - ウ 指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切にして適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。
  - エ 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。
  - オー午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。
  - カ 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、 保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。
  - キ 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。
- (3) 指導計画の展開

指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- ア 施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。
- イ 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に 向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。
- ウ 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏ま え、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。
- エ 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。
- (4) 保育内容等の評価
  - ア 保育士等の自己評価

※下線及びハイライトは川久保皆実議員による。

出典:厚生労働省「保育所保育指針」から一部抜粋 https://www.mhlw.go.jp/web/t\_doc?dataId=00010450&dataType=0&pageNo=1

ら豊かに育っていくが、こどもの育ちに関する家庭や地域等の社会の情勢変化により、今の親世代が乳幼児期を過ごした時代から変化している現代の社会構造を踏まえ、こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増していくことが必要である。

〇身体的・精神的・社会的な観点(バイオサイコソーシャルの観点)を踏まえながら、このような考え方で整理した5つのビジョンを共有して、国や地方公共団体が「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」に関係するこども施策を推進すること等を通じて、全ての人とともに具体的な取組を進め、それらを不断に見直し、一層充実させていくこととする。

## (1) こどもの権利と尊厳を守る

- 〇本ビジョンは、生涯にわたるウェルビーイング向上のために、「こどもの誕生前から幼児期まで」を全ての人で支えていく必要があることについて、基本的な考え方を整理したものである。この基本的な考え方に基づき、こどもの育ちの質を保障し、その権利と尊厳を守ることと、育ちの質の向上を図ることの双方が重要である。
- 〇なお、こどもの心身の状況や置かれた環境等に十分配慮しつつ、乳幼児のウェルビーイング向上を支える観点が重要であることや、全ての人と乳幼児の育ちに関する考え方を共有すること自体が大切な観点であることから、乳幼児の育ちに必要なことや、避けるべき内容の具体例を論じるのではなく、乳幼児の権利や尊厳に基づいて、こどもの育ちの質の保障と向上に関する基本的な考え方を整理している。
- 〇こども基本法は、児童の権利に関する条約のいわゆる4原則、「差別の禁止<sup>25</sup>」「生命、生存及び発達に対する権利<sup>26</sup>」「<mark>児童の意見の尊重<sup>27</sup>」</mark>「児童の最善の利益」も踏まえて、こども施策に関する基本理念等を定めている<sup>28</sup>。「こどもの誕生前から幼児期まで」のこどもの育ちの質は、権利主体としての乳幼児の権利を守る観点に立ち返り、こども基本法にのっとり、こどもの権利に基づき、保障し向上させていく必要がある。

<sup>25</sup> 本ビジョンが前提とする共生社会の実現に向けた考え方として、「1.」で整理した考え方も参照。

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> 全てのこどもの生命・栄養状態を含めた健康・衣食住が安全・安心に守られる必要があり、そのためには、「幼稚園教育要領解説」「保育所保育指針解説」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」(以下「3要領・指針解説」という。)にも関連する記載があるように、こどもが食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどの生活習慣を習得することについて、適切な時期に適切な支援をしていくことが求められる。

<sup>27</sup> 乳幼児期の発達の特性を踏まえれば、こどもの意見は必ずしも言葉で表されるものではなく、様々な思いや願いとして多様な形で表れる。例えば、保育所等におけるこどもの睡眠についても、一人一人多様なペースがあり、睡眠に関する個人差を踏まえて配慮をすることなども、そのような思いや願いを受け止め、尊重することにほかならない。

<sup>28</sup> 児童福祉法においても、児童は「適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利」を有し、また、国民は「児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」こととされている。

令和6年度(2024年度)つくば市立小中学校全国大会及び関東大会出場補助 金交付要項

(趣旨)

第1条 全国大会及び関東大会へ出場するつくば市立小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒(以下「児童等」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、つくば市補助金等交付適正化規則(昭和62年つくば市規則第15号。以下「適正化規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助金交付の目的)

第2条 補助金は、児童等のスポーツ活動及び文化的活動の練習意欲の向上並びに 児童等の保護者の費用負担の軽減を目的として、予算の範囲内で交付する。

(補助事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる大会(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる大会のうち、学校長の管理の下に関東大会以上の大会に県内の予選等を経て参加する大会とする。
  - (1) 公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する体育大会
  - (2) 一般社団法人全日本吹奏楽連盟、一般社団法人全日本合唱連盟等が主催する 音楽コンクール
  - (3) JOCジュニアオリンピックカップ
  - (4) その他教育長が必要と認めた事業

(補助金の交付の申請をすることができる者)

第4条 補助金の申請をすることができる者は、つくば市立小学校、中学校及び義 務教育学校の代表者又は競技種目等単位の代表者とする。

(補助対象者)

- 第5条 各学校又は競技種目等ごとに次に応じた人数を補助対象者とする。
  - (1) 競技種目に出場する児童等が5人以下の場合 引率者等1名及び競技種目に

## 第30回東関東吹奏楽コンクール出場校(茨城県内の公立中学校)の属する自治体における東関東大会出場者への補助金等の交付の可否および根拠規程

学校名	自治体名	交付の可否	交付の根拠規程		
中学生の部A部門					
つくば市立谷田部東中学校	つくば市	否	_		
東海村立東海中学校	東海村	可	東海村小・中学生各種大会派遣費補助金交付要綱		
ひたちなか市立勝田第三中学校	ひたちなか市	可	ひたちなか市小・中・義務教育学校児童生徒各種大会出場奨励費支給 要項		
結城市立結城中学校	結城市	∆(※)	結城市立中学校部活動遠征費補助金交付要項		
中学生の部B部門					
水戸市立第一中学校		可	水戸市立学校児童生徒各種大会参加補助金交付要項 ひたちなか市小・中・義務教育学校児童生徒各種大会出場奨励費支給要項		
水戸市立第二中学校	水戸市				
ひたちなか市立大島中学校	ひたちなか市	可			
日立市立多賀中学校	日立市	可	各種大会参加補助金交付基準		
八千代町立東中学校	八千代町	可	八千代町立小中学校児童生徒各種大会出場補助金交付要綱		
古河市立古河第一中学校	古河市	可	古河市立小中学校児童生徒に係る各種大会参加補助金交付要綱		
北茨城市立磯原中学校	北茨城市	可	中学校部活動の各種大会参加経費補助要項		

<sup>※</sup> 結城市では、補助金交付要項において東関東大会は交付対象から除外されてはいないが、補助金交付の上限額が中学校1校につき50万円であり、 その上限額を超過するため交付実績はない。 本資料は、各自治体からの聞き取りをもとに川久保皆実議員が作成

## 令和6年11月23日午前9時20分頃、松見公園内で発生した落枝





本資料は川久保皆実議員が作成

## 1. 徳島市の事例

出典:徳島市選挙管理委員会「子どもと行こう選挙のススメ」 https://www.city.tokushima.tokushima.jp/smph/shisei/senkyo/oyakoduresenkyo.html



## | 子と"もと行こう / 選挙のススメ! /

## 期日前投票 記念品お渡し実施期間

贈呈対象は 18 歳未満とさせていただきます。記念品がなくなり次第終了となりますのでご了承ください。

衆議院議員総選挙及び 最高裁判所裁判官国民審査



〈期日前投票〉10月16日冰~10月26日生

## 期日前投票所開設場所及び期間(予定)

場所	期間	時間	
徳島市役所本館 1 階 国際親善コーナー	10月16日(水)~10月26日(土)	8時30分~20時	
ふれあい健康館 2 階 健康相談室			
川内町民会館 1 階 会議室 B	10月21日月~10月26日生	9時~18時	
上八万支所 1 階 集会室			
南井上コミュニティセンター 1階 研修室			
イオンモール徳島 4階 イオンホール	10月24日(木)~10月26日(土)	10時~19時	
徳島大学 常三島キャンパス 地域創生・国際交流会館 3 階共用室	10月24日休・10月25日金	10時~17時	



## 投票日のお知らせ

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査10月27日日7:00~20:00

期日前投票所の詳細は 徳島市ホームページを記

※子どもが投票用紙に候補者名を書くことや投票箱に入れることはできません



合わせ

徳島市明るい選挙推進協議会・徳島市選挙管理委員会

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 (徳島市役所本館9階) tel.088-621-5373

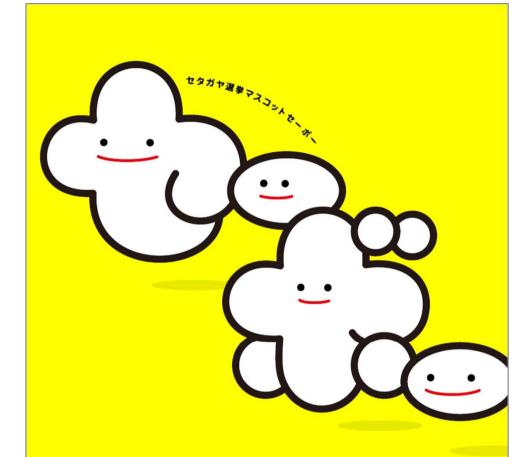
## 2. 伊予市の事例

出典:伊予市選挙管理委員会親子連れ投票チラシ(令和6年度作成) https://www.city.iyo.lg.jp/senkan/20220608.html





## 3. 世田谷区の事例



親子で投票に行こう

ないなでつくる

未来のセタガヤ

4.23

世田谷区議会議員・区長選挙

## 

子どもの頃に親(家族)と一緒に投票所へ行ったことがある人は、そうではない人に比べて投票に行く割合が高いことが分かっています。親(家族)が当たり前に投票に行っている姿を見ていることで、選挙を身近なものと感じているからでしょう。もちろん、子どもにはまだ選挙権はありません。しかし、18歳になったら、選挙に参加してほしい!そんな想いから始まったのが、今回の「親子で投票に行こう」キャンペーンです。ぜひ、小学生の頃から、おうちの人と一緒に選挙に行く機会をつくって、おうちでも選挙や、街や暮らしをより良くしていくことについて話し合ってみてください。

## 世田谷区議会議員・区長選挙に

おうちの人と投票所へ行って、オリジナルシールをゲットしよう!

投票日

令和5年 4月23日 (日曜日) 時間

午前**7**時 ~ 午後**8**時 場所

指定の 投票所 各投票所 先着 300名!



~ 保護者のみなさまへ~

## O子どもの投票所への入場について

公職選挙法の一部改正により、平成28年から選挙人に同伴する18歳未満の方も投票所に入ることができるようになりました。 お子さんを投票所に連れていくことにより、家族で選挙を投票に関することが話題になったり、家族で出かけたついでに投票に行きやすくなる ものと考えられ、投票所に入ることができる子どもの範囲が拡大されたものです。親子連れ立っての投票は、お子さんの将来の投票につながっ ています、ぜひ、お子さんと一緒に投票所にお越しください。

### 〇ご注意

- ・子どもだけでは入場できません。
- ・走ったり歩き回ったりしないようご注意ください。
- ・大声を出すなど、他の方の迷惑にならないようご注意ください。
- ・お子さんに投票用紙へ記入させたり、投票用紙を投票箱に入れさせたりすることはできません。

※期日前投票所でも配布しています。



発行元: 世田谷区選挙管理委員会・世田谷区明るい選挙推進協議会 www.city.setagaya.lg.jp/世田谷区選挙管理委員会 × 多摩美術大学美術学部統合デザイン学科 永井・岡室プロジェクト 3年



このように、保育所における一日の生活環境の変化が、子どもに過度の不安や動揺を与えることがないよう配慮することが求められる。一方で、安定した生活のリズムが保たれながらも、その時々の子どもの興味や関心、生活や遊びへの取り組み方、保育士等や友達との人間関係の変化、自然や季節の変化などに応じて、子どもが様々な経験を楽しむことができるよう工夫し、子どもの毎日の生活が一律で単調なものとならないようにすることも大切である。

オ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

午睡は、体力を回復したり、脳を休ませたりするものであり、乳幼児期の発達過程や一日の活動において必要なことである。しかし、睡眠の発達には個人差があるため、3歳以上児においては、保育時間によって午睡を必要とする子どもと必要としない子どもが混在する場合もある。そのため、どちらの子どもにとっても、午睡の時間に安心して眠ったり、活動したりできるように配慮する必要がある。午睡を必要とする子どもには、落ち着いた環境の下で眠ることができる場を確保する。同様に、午睡をしない子どもにとっても、伸び伸びと遊ぶことができる充実した環境や体制を整えておくことが求められる。

また、普段は午睡を必要としない子どもであっても、午前中の活動などで疲れが見られる場合や、体調が良くない場合には、子どもの状態に応じて、午睡をしたり静かに体を休めたりすることができるように配慮する。

さらに、<u>5歳頃の子どもについては、就学後の生活も見通し一日の生活のリズムを形成していく観点から、保護者と連携をとりつつ、一年間の流れの中で子どもの心身の健康の状況と併せて考えながら、徐々に午睡のない生活に慣れていくようにすることが大切である。</u>

子ども一人一人の成長に合わせて、その日の体調なども考慮した上で、 保護者とも相談しながら、午睡を一律にさせるのではなく、発達過程に 合わせて、子ども一人一人が自分で生活のリズムを整えていけるように していくことが望ましい。

カ 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。

長時間にわたる保育については、特に子どもの心身の健やかな発達を保障できるよう様々な配慮が必要である。指導計画の作成とその実践に当たっては、子どもの生活の連続性を考慮し、担当する複数の保育士等が一日の保育の流れを把握した上で、子どもにふさわしい対応ができるよう、保育のねらいや内容等について理解を共有して取り組むことが重要である。また、引き継ぎの際には職員間での情報の伝達が適切に行われるよう心がけ、子どもや保護者が不安を抱くことのないよう十分に配慮しながら関わっていくことが必要である。

長時間にわたる保育によって子どもに心身の負担が生じることのないよう、家庭的でゆったりとくつろぐことができる環境を整え、子ども一人一人の発達に応じた関わりが求められる。特に、保育が終わりに近づく時間には、一日の疲れや保護者を待つ気持ちを保育士等が受け止めながら温かく関わり、落ち着いて過ごせるようにすることが重要である。

また、家庭との連携を密にし、保護者の状況を理解し心身の状態に配

## 保育を最り返ってみよう!

## ~虐待行為の確認得~

A…理解して十分に取り組んでいる B…概ね取り組んでいる C…理解が不足し十分に取り組んでいない D…取り組めていない

盲	B入日 年 月 日	Α	В	С	D
虐待等の行為	子どもに対して威圧的、命令的、否定的な言葉づかいをしていない				
	「今はトイレに行く時間ではない」「今はこのおもちゃで遊ぶ時間 です」等、子どもに対して支配的な関わりをしていない				
	食事中に眠くなった子どもを無理に起こして食べさせていない				
	嫌いな食べ物を無理強いして食べさせていない				
	叩く、押し倒す、つねる、揺さぶる等の体罰をしていない				
	子どもを管理するために体を抑える、腕を引っ張る等をしていない				
	4・5歳児は一人一人の状態を把握し、午睡の必要の無い子どもを 無理やり寝かせていない				

参考

**→** 「足立区教育・保育の質ガイドライン」 P9



気づいたことをメモしておこう!



## 吹奏楽コンクールの大会形態

中学生の部A部門	県南地区大会 → 県大会 → 東関東大会 → 全日本大会
中学生の部B部門	県南地区大会 → 県大会 → 東関東大会 → 東日本大会
小学生の部	県大会 → 東関東大会 → 東日本大会

## Ⅱ 点検項目の解説

※ 評価基準を示す表の段階区分は、Ⅲ **健全度判定に係る外観の評価基**準 及び**Ⅳ 活力度の 評価基**準 に対応している。

## 1 日常点検の項目(定期点検においても実施する)

## 1-1 倒伏

倒伏してしまった樹木は、基本的に速やかに除去する。

ただし、由緒ある樹木について、樹体に残された根量が多く、活着が見込める状態の場合には、立て起こして仮支柱で固定し、経過を観察しながら樹勢の回復を図ることも考えられる。





写真 ベッコウタケに侵され支持根を失い倒伏したユリノキ1) 根が健全なため立て起こしの可能性のある倒木

## 1-2 落枝

落枝は、園路広場等に落下し公園利用に支障を及ぼすものについては、速やかに除去する。 <u>落枝が発生した樹木は、枯れ枝や腐朽した枝等が他にも発生している可能性があるので、枯れ枝やぶら下がり枝がないかについても</u>点検する。

ただし、生きた中小枝の落下は、樹種により大きく異なるので、その特性を把握しておく必要がある。例えば、クスノキなどは発生しやすく、ケヤキでは発生しにくいが、ケヤキでは枯れ枝はすぐに落下する。<sup>2)</sup>なお、トチノキなどの硬果の落下が著しく、公園利用者に危険を及ぼすおそれのある場合は、あらかじめ取り除くとよい。





写真 落枝



## 1-3 枯れ枝

日常点検では、枯損の規模が大きいなど、危険性の高い枯れ枝の発見に努める。

定期点検では、隣接木の樹冠が重なりしかも葉量が多い場合、下から梢端が見えないことがあるような時でも、見通しの良い離れた場所から観察するなどにより有無を確認する。また広葉樹の場合、隣接木と樹冠が重なっていると、どの枝が対象木の梢端であるかを見分けるのが困難なことがある。そのような場合は木を揺らすと確認できることがある。1)

いずれの点検段階においても、<mark>利用者に危険な枯れ枝が発見された場合は、速やかに剪定等</mark> の対応が必要である。

下枝は、同じ樹冠の上枝の被圧によって日照不足になり衰退している場合は、その木にとっては成長の結果であり問題はないが、他の樹木や建物の被圧で枯れたり、十分に日が当たっているのに枯れたりしている場合は対策が必要である。1)





写真 枯れ枝

## 1-4 ぶら下がり枝(かかり枝)

技折れを起こして落下せずにぶら下がり枝(かかり枝)となっている枝は、わずかな風でも 落下するおそれがあるため、日常点検での発見に努め、速やかに除去する。





写真 ぶら下がり枝